

広島県水道広域連合企業団管理規程第7号

広島県水道広域連合企業団企業長の職務を代理する職員を定める規程を次のように定める。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団企業長の職務を代理する職員を定める規程

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により企業長の職務を代理する上席の職員は、事務局長とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。